

答 申

第1 審査会の結論

岐阜県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った、6件の公文書非公開決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書の公開請求

審査請求人は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、平成24年10月2日付けで実施機関に対して、下記の6件の公文書の公開請求（以下「本件各公開請求」という。）を行った。

(1) 被留置者金品出納簿（Ⅲ 現金出納）

〇〇警察署の被留置者が、毎日新聞（10日分）を、平成21年6月1日に申込みをして、同月2日に受領した際に、当該被留置者の差入れ金等も含めた領置金から新聞代1,300円を差し引いたことが分かる現金出納に係る文書

(2) 被留置者金品出納簿（Ⅲ 現金出納）

〇〇警察署の被留置者が、毎日新聞（10日分）を、平成21年6月11日に申込みをして、同月12日に受領した際に、当該被留置者の差入れ金等も含めた領置金から新聞代1,300円を差し引いたことが分かる現金出納に係る文書

(3) 被留置者金品出納簿（Ⅲ 現金出納）

〇〇警察署の被留置者が、毎日新聞（10日分）を、平成21年11月10日に申込みをして、同月12日に受領した際に、当該被留置者の差入れ金等も含めた領置金から新聞代1,300円を差し引いたことが分かる現金出納に係る文書

(4) 被留置者金品出納簿（Ⅲ 現金出納）

〇〇警察署の被留置者が、毎日新聞（10日分）を、平成21年11月20日に申込みをして、同月22日に受領した際に、当該被留置者の差入れ金等も含めた領置金から新聞代1,300円を差し引いたことが分かる現金出納に係る文書

(5) 被留置者金品出納簿（Ⅲ 現金出納）

〇〇警察署の被留置者が、毎日新聞（10日分）を、平成21年12月9日に申込みをして、同月11日に受領した際に、当該被留置者の差入れ金等も含めた領置金から新聞代1,300円を差し引いたことが分かる現金出納に係る文書

(6) 被留置者金品出納簿（Ⅲ 現金出納）

〇〇警察署の被留置者が、毎日新聞（10日分）を、平成21年12月22日に申込みをして、同月24日に受領した際に、当該被留置者の差入れ金等も含めた領置金から新聞代1,300円を差し引いたことが分かる現金出納に係る文書

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求の対象公文書として、被留置者の留置に関する規則（平成19年5月25日国家公安委員会規則第11号）第5条及び留置施設に備えるべき簿冊の様式を定める訓令（平成19年5月17日警察庁訓令第6号）第3号（以下、併せて「留置規則等」という。）に基づいて

作成された「被留置者金品出納簿（Ⅲ 現金出納）」（以下「本件各対象公文書」と総称する。）を特定した上で、平成24年10月26日付け留管理第844号ないし第849号により本件各対象公文書を公開しない旨の決定（以下「本件各処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件各処分を不服として、平成24年11月12日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、岐阜県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対して、審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件各処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書において主張する審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

本件各対象公文書には、当時、〇〇警察署に留置されていた被留置者の氏名が記されており、その部分は個人情報に該当して非公開となるとしても、削除・抹消することにより対象公文書中のそれ以外の部分から容易に分離することができる。

それにも関わらず、非公開情報を分離して部分公開とすることなく、すべてを非公開とした本件各処分は、条例第7条第1項及び第2項に反する違法な処分である。

また、本件各公開請求と同時期に行った別件の公文書公開請求においては、「被留置者金品出納簿（Ⅱ 差入れ、宅下げ等）」（以下「別件対象公文書」という。）のうち、被留置者の氏名及び押印を削除又は抹消しての部分公開決定（以下「別件処分」という。）がなされており、対応が矛盾する。

第4 諮問庁の主張

諮問庁が公開決定等理由説明書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

1 本件各対象公文書について

本件各対象公文書は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年5月25日法律第50号）（以下「刑事収容施設法」という。）第191条各号で規定する被留置者の「現金」について、被留置者の新規留置時から移送又は釈放時までの出納状況を時系列で記録したものであり、被留置者ごとに作成される文書である。

2 本件各処分を行った理由について

条例第6条第1号の「個人に関する情報」の範囲とは、個人識別情報である氏名その他の部分以外にも、当該個人に関する一定の事柄が記述された部分の全体をいうものであり、本件対象公文書に記載された内容は、その全体が被留置者の「個人に関する情報」であるといえる。

その上で、対象公文書には、被留置者氏名、新規留置年月日、移送年月日等が記載されており、これらは条例第6条第1号の「氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）」に該当する。

また、これらの個人識別情報を除いたとしても、残る部分には被留置者の現金所持状況、物品購入状況等が記載されており、これらは被留置者のいわば生活状況を記録したものであって、条例第6条第1号の「特定の個人を識別することはできないが、公開することによりなお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。」に該当する。

よって、対象公文書に記録されている情報は、その内容全体が条例第6条第1号の個人情報に該当するものと判断した。

これは、個人の尊厳及び基本的人権尊重の立場から、個人のプライバシーや名誉等の人格権的利益を最大限保護するよう規定した条例第3条の趣旨にも適うと考える。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、審査請求書及び意見書において、対象となる公文書から被留置者氏名や新規留置年月日及び移送年月日等の個人情報を削除・抹消すれば、個人を識別することはできず、後に残るのは何月何日に新聞を買って1,300円を支払ったという事実だけであり、誰が代金を支払ったかは全く分からず個人の権利利益を害するおそれは皆無であるので、条例第7条の規定により公開されるべきであると主張する。

この点、条例第7条第1項は、文書中に非公開情報とそれ以外の情報が併せて存在する場合についての規定であるところ、本件の場合、すべての情報が非公開情報に該当する。

また、条例第7条第2項は、個人情報のうち特定個人を識別することができる部分を除けば、公開しても個人の権利利益を害しない場合についての規定であるところ、本件の場合、被留置者のいわば生活状況、すなわちいくらの金額を所持し何に使ったか、というプライバシーに関する情報で個人の人格と密接な関係があり、仮に特定個人が識別できないように公開したとしても、当該個人の名誉等の人格的利益を害するおそれがある情報といえ、同項も適用することはできないと判断した。

- (2) 審査請求人は、別件対象公文書では、被留置者の氏名等の個人情報を除いて平成21年12月9日に新聞を購入して1,300円支払った事実が公開されているので、決定内容が矛盾しているとも主張する。

この点、被留置者金品出納簿には5種類の様式があり、本件各対象公文書はそのうちの(Ⅲ現金出納)の様式による文書であるが、別件対象公文書は(Ⅱ差入れ、宅下げ等)の様式であり、その内容と性質が異なる。

(Ⅱ差入れ、宅下げ等)の様式は、差入れ又は宅下げの発生ごとに作成される文書であり、別件対象公文書で個人情報を除いて公開した部分からは、単に1件の新聞購入とその受領がいつ行われたかという事実のみが確認できるものである。

刑事収容施設法上、留置施設において新聞購入ができることは公然の事実であり、当該様式から特定の個人を識別できる情報を除くことにより残った内容には、公開により個人の権利利益を侵害する内容は含まれなかったから部分公開が可能であったもので、別件と本件を混同した審査請求人の主張は失当である。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、以下のように判断する。

1 本件各対象公文書について

本件各対象公文書は、留置規則等に基づき、〇〇警察署において作成された、警察署留置施設に収容中の特定の個人に係る留置期間中に生じた現金出納が記録された公文書であり、

その様式は、留置番号、被留置者氏名、受払月日、受入額、払出額、残高、取扱者及び備考欄により構成されている。

また、備考欄には、新規留置（再逮捕）・移送・釈放等の事実、差し入れの事実、被留置者が購入した物品の名称等が記載されている。

2 条例第6条第1号について

条例第6条第1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を、非公開情報として規定している。

また、同号ただし書において、「イ 法令及び条例（以下「法令等」という。）の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」「ロ 公務員等・・・の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職名及び氏名に関する情報（公開することにより、当該公務員等の権利利益が著しく害されるおそれがある場合の当該情報及び警察職員のうちそのおそれがあるものとして公安委員会規則で定める職員の氏名に関する情報を除く。）並びに当該職務遂行の内容に関する情報」「ハ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであつても公開しなければならない旨を規定している。

3 条例第6条第1号の該当性について

- (1) 審査会が見分したところ、本件各対象公文書には、留置番号、被留置者氏名、受払月日、受入額、払出額、残高、取扱者、新規留置・移送・釈放等の事実、差し入れの事実、被留置者が購入した物品の名称等及び出納取扱者である警察職員の印影が記載されていることが認められた。
- (2) 審査請求人は、留置番号、被留置者氏名、新規留置・移送・釈放等の事実以外の情報について公開を求めているものと解し、以下検討する。

ア 出納取扱者である警察職員の印影について

出納取扱者である警察職員の印影は、いずれも警部補以下の階級にある職員の印影である。

これらは特定の個人を識別できる情報であり、条例第6条第1号本文に該当する。

そして、警部補以下の階級にある職員は、本号ただし書き口の「公開する公務員等の職名および氏名」から除外される同号括弧書きの「公安委員会規則で定める職員」であることから、本号ただし書口には該当しない。

また、警察職員の氏名等に関する情報を、何人に対しても等しく公開することとする「法令及び条例の規定」も「慣行」も存しないことから、本号ただし書イには該当しない。

さらに、本件請求に係る警察職員の氏名を非公開とすることよりも、公開する公共の利益が優越する事由は見当たらないことから、本号ただし書ハにも該当しない。

したがって、本号ただし書のいずれにも該当しないことから、非公開が妥当である。

イ 受払月日、受入額、払出額、残高、差し入れの事実及び被留置者が購入した物品の名称等について

条例第6条第1号は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーを最大限保護することを趣旨とするものである。

同号は、プライバシーについてはその概念が必ずしも明確ではなく、個人の価値観によりその範囲が異なることが少なくないことから、プライバシーであるか否かが不明確なものをも含めて個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が記録されている公文書は、原則として公開しないことを定めたものである。

そして、「個人に関する情報」には、思想・信条・信仰・意識等個人に関する情報をはじめ、所得・資産等個人の財産の状況に関する情報、家族関係、生活記録等個人の家族・生活状況に関する情報等が含まれる。

本件各対象公文書における、受払月日、受入額、払出額、残高、差し入れの事実及び被留置者が購入した物品の名称等は、被留置者の財産の状況に関する情報である「個人に関する情報」として、条例第6条第1号本文に規定する個人識別情報に該当すると認められ、その内容及び性質から同号ただし書イ、ロ及びハにも該当しないことから、非公開が妥当である。

(3) 以上のとおり、本件各対象公文書は、審査請求人が公開を求める情報について、すべて非公開とするのが妥当である。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、別件処分を挙げて、本件各処分の対応が矛盾する旨を主張するが、別件対象公文書と本件各対象公文書では作成時期や記載内容が異なるものであり、同様に部分公開決定することができないとする実施機関の主張は妥当であって、非公開とした理由は前記3のとおりであることから、審査請求人の主張は認めることができない。

5 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査を行った。

審 査 の 経 過	
平成24年11月29日	・ 諮問庁から諮問を受けた。
平成24年12月13日	・ 諮問庁から公開決定等理由説明書を受領した。
平成24年12月19日	・ 審査請求人に公開決定等理由説明書を送付した。
平成25年1月4日	・ 審査請求人から意見書を受領した。
平成25年2月21日 (第115回審査会)	・ 諮問事案の審議を行った。
平成25年5月22日 (第117回審査会)	・ 諮問事案の審議を行った。 ・ 実施機関から口頭意見陳述を受けた。
平成25年7月3日 (第118回審査会)	・ 諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県情報公開審査会委員

役職名	氏名	職業等	備考
	栗津 明博	朝日大学法学部教授	
	石川 晴代	岐阜県商工会女性部連合会副会長	
	加藤 千鶴	弁護士	
	桑原 一男	行政書士	
会長	森川 幸江	弁護士	

(五十音順)